平成２５年（フ）第９７１５号
埼玉県川口市大字芝5182―２、開始決定時の住所東京都板橋区徳丸５丁目７―２　光陽パークハイツⅠ104
破産者　西村　敏一
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９４８号
東京都荒川区東尾久２丁目38―７―203
破産者　田中　順子（旧姓桑原）
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４７９号
北海道函館市西桔梗町782―10、開始決定時の住所東京都西東京市下保谷２丁目６―４―101
破産者　相馬　佑輔
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５３５号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2465　エミグランド湘南Ｂ―６、開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区鹿沼台１丁目６―１―201
破産者　梁田　輝彦
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６４２号
埼玉県久喜市伊坂420―１―202
破産者　飯田　　昇
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７２４号
神奈川県大和市下和田1348―２―203
破産者　松村　尚二
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７３５号
東京都渋谷区代々木４丁目43番12号
破産者　株式会社キットハウス
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１７８号
神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目31―８―108
破産者　巣山　浩一
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２１９号
神奈川県横浜市南区井土ケ谷上町20―４―107
破産者　株式会社サンワイズコーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２０号
神奈川県横浜市中区弁天通２丁目26―２―704
破産者　山口　慶幸
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３７１号
埼玉県さいたま市大宮区桜木町４丁目209番地
破産者　有限会社ステラ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４０２号
埼玉県志木市上宗岡３丁目12番20号
破産者　株式会社ＡＫサービス
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４１１号
東京都文京区音羽２丁目11番18号　音羽ダイヤモンドマンション２階
破産者　株式会社トップ・モアー
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２９号
東京都墨田区本所４丁目23番３号
破産者　株式会社オフィス東京
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６３０号
東京都墨田区立花２丁目26―３―301、開始決定時の住所東京都江東区亀戸９丁目33―１―307
破産者　金　　永悦
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６２号
千葉県松戸市竹ケ花西町306番地の７
破産者　有限会社アイ・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６７３号
東京都大田区東糀谷４丁目７番６号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市鶴見区小野町75番地１
破産者　株式会社ユーアイテック
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１７号
東京都豊島区目白３丁目13番２号
破産者　有限会社ポートエージェンシー
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１８号
東京都練馬区平和台４丁目19―10―501
破産者　伊藤　秀男
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７３６号
東京都世田谷区大原２丁目７番２号
破産者　有限会社鳶甚
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７３７号
東京都渋谷区本町１丁目50―７　グリーンハウス１Ｆ４号
破産者　青木　功助
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部